

桜花学園大学 学 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 桜花学園大学（以下「本学」という。）は、教育基本法、学校教育法及び建学の精神に基づき、学校法人桜花学園の設置目的である信念ある女性を育成することを基本目的として、広く知識を授け、高い教養と専門的能力、豊かな人間性をかねそなえた優れた人材を育成するとともに、保育学部にあつては教育学・保育学にかかわる学芸、学芸学部にあつては人文・社会科学の諸分野にかかわる学芸を教授研究し、深く真理を探求して新たな知見を創造し、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的とする。

2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的、その他の教育研究の目的は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 保育学部保育学科は、豊かな教養と社会人としての基礎的能力、専門職としての豊かな専門的知識・技能、自己開発能力を有し、人類の福祉と子どもの最善の利益に貢献しうる高度の専門性を具えた有為な教育保育専門職の養成を目的とする。
- (2) 保育学部国際教養こども学科は、社会のグローバル化に対応した豊かな教養と基礎的能力を有し、グローバルな視点に立って幼児期の教育保育を担い、人類の福祉と子どもの最善の利益に貢献しうる高度の専門性を具えた有為な教育保育専門職の養成を目的とする。
- (3) 学芸学部英語学科は、幅広い教養と論理的・創造的な思考力及びグローバル化した社会における実践的な英語コミュニケーション能力を有し、社会の各分野で貢献しうる有為な人材の養成を目的とする

3 卒業認定・学位授与に関する方針、教育課程の編成方針、入学者受け入れ方針については別に定める。

第 2 章 自己評価等

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 大学評価に関する事項は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第 3 条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の組織については、別に定める。

第 3 章 学部・学科、収容定員及び修業年限

(学部・学科及び収容定員)

第 4 条 本学において設置する学部・学科及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
保育学部	保育学科	130人	2人	524人
	国際教養こども学科	45人	3人	186人
学芸学部	英語学科	50人	5人	210人

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学学部の修業年限は、4年とする。

ただし、8年をこえて在籍することはできない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

ただし、必要に応じ学長は休業日を臨時に変更することができる。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
 - (3) 春季、夏季、冬季休業日
 - (4) 桜花学園創立記念日 6月10日
- 2 前項第3号の休業日は別に定める。
- 3 前項各号に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第5章 入学、編入学、再入学、休学、復学、転学部・転学科、留学、退学、除籍及び復籍

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、原則として、学年の始めとする。

(入学志願者の資格)

第10条 本学に入学志願できる者は、女子であつて、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者又は卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課題と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規

程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) その他相当の年齢に達し、大学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の志願手続)

第 11 条 入学志願者は、本学所定の入学志願書に入学検定料及び次の各号に掲げる書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(1) 第 10 条に該当することを証明する書類又は修了見込みを証明する書類

(2) 出身高等学校長もしくはこれに類する者の作成した調査書

(入学者の選考)

第 12 条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者を決定する。

2 入学選考の期日及び方法については、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第 13 条 合格した者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書及び住民票に入学金を添えて提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。

3 学長は、正当な理由がなく前項に規定する手続をしない者に対しては、入学の許可を取消することができる。

(保証人)

第 14 条 保証人は、入学に係る一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

2 本人もしくは保証人の身分の変動又は住所の変更等があった場合は、ただちに届け出なければならない。

(編入学)

第 15 条 次の各号の一に該当する者で本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は 3 年次に入学を許可することができる。

(1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(2) 大学を卒業した者又は大学に 2 年以上在籍し、62 単位以上を修得した者

(3) 学校教育法第 132 条に規定する文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校専門課程を修了した者

(4) 外国の大学において 2 年以上在籍し、62 単位以上を修得した者又は大学を卒業した者

2 前項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い等については、別に定める。

(再入学)

第 16 条 本学を一度退学した者が再入学を願い出た時は、審査の上、学長は相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により、再入学を許可された者の在籍中の修得単位は、これを認める。

(休学)

第 17 条 疾病又はやむを得ない理由により、引続き 3 ヶ月以上学修することのできない者は、休学願を提出し、その許可を得て、休学することができる。休学期間は、通算して 4 年を超えることはできない。また、3 年次編入者の休学期間は、通算して 2 年を超えること

はできない。

- 2 病気を理由とする休学願は医師の診断書を、その他の理由による休学願には保証人連署による理由書を添付しなければならない。
- 3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、さらに1年以内の期間に限り休学を許可することができる。
- 4 休学の期間は、第5条のただし書きの在籍年数には、算入しない。
- 5 休学期間中は、授業料等の徴収はしない。

(復学)

第18条 休学期間満了の者又は休学期間中においてもその理由が消滅した者は、復学願を提出し、学長にその許可を得て、復学することができる。

- 2 病気が治癒したことを理由とする復学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学部・転学科)

第19条 転学部・転学科を希望する者は、審査の上、教授会の議を経て学長が許可することができる。

- 2 転学部・転学科に関する必要な事項は、別に定める。

(留学)

第20条 本学に1年以上在学した者が、外国の大学またはこれに相当する高等教育機関への留学を願い出た場合、教育上有益と認められるときは、次の条件で許可することができる。

- (1) 留学期間は、原則として半年又は1年とし、2年を限度とする。
- (2) 第5条の修業年限に算入することのできる期間は、1年以内とする。
- 3 留学に関する規程は、別に定める。

(退学)

第21条 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 病気を理由とする退学願には医師の診断書を、その他の理由による退学願には保証人連署による理由書を添付しなければならない。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍することができる。

- (1) 第5条に定める在籍年限をこえた者
- (2) 第17条第3項に定める休学期間をこえて、なお修学できない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促しても、なお納付しない者
- (5) 在学中に死亡した者
- (6) 休学期間の合計が4年を超えた者
- (7) 3年次編入者で休学期間の合計が2年を超えた者

(復籍)

第23条 「除籍」となっている者のうち、次の場合にあっては、直近の教授会の議を経て、「復籍」することができる。

- (1) 長期間にわたる行方不明により除籍された者が、復籍を願い出た場合

- (2) 授業料等未納により除籍された者が、未納授業料等を納入し、復籍を願い出た場合

第 6 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 24 条 保育学部及び学芸学部における授業科目は、共に共通教育科目及び専門教育科目とする。

ただし、資格を得ようとする学生のために当該課程及び自由科目を設けることができる。

- 2 授業科目の種類及び単位数等は、別表第 1 のとおりとする。

(履修登録)

第 25 条 学生は、毎学期の当初に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(授業期間)

第 26 条 1 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディア (ICT) を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。第 2 項の規定により、多様なメディア (ICT) を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

- 4 文部科学大臣が定めるところにより、第 1 項の授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第 28 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの授業時間をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの授業時間をもって 1 単位とする。
- (3) 1 の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目の単位については、学修の成果を考慮して、本学において定める単位とする。

第 7 章 資格取得の課程

(教職課程)

第 29 条 教育職員免許状の所要資格を得ようとする学生のために、教職課程を置く。

- 2 前項の資格を得ようとする学生は、教育職員免許法並びに同法施行規則の定めるところに従い、教科及び教職に関する科目を履修し、必要単位を修得しなければならない。
- 3 前項の授業科目及び単位数は、別表第 2 のとおりとする。
- 4 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学部名	学科名	免許状の種類	免許教科等
保育学部	保育学科	幼稚園教諭 1 種免許状 小学校教諭 1 種免許状 特別支援学校教諭 1 種 免許状	知的障害者・ 肢体不自由 者・病弱者
	国際教養こども学科	幼稚園教諭 1 種免許状	
学芸学部	英語学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許 状	英語

(保育士課程)

第 30 条 保育士資格を得ようとする学生のために、保育学部保育学科および国際教養こども学科に児童福祉法及び同法施行規則並びに指定保育士養成施設の指定及び運営の基準に定める教育課程を置く。

- 2 前項の資格を得ようとする学生は、児童福祉法及び同法施行規則並びに指定保育士養成施設の指定及び運営の基準の定めるところに従い、その授業科目を履修し、必要単位を修得しなければならない。
- 3 前項の授業科目及び単位数は、別表第 3 のとおりとする。

第 8 章 卒業等

(単位の授与)

第 31 条 一授業科目の課程を修了した者に対しては、試験の上、所定の単位を与える。

ただし、第 28 条第 2 項については試験によらず学修の成果を評価し、単位を与えることができる。

(成績の評価)

第 32 条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の 5 段階とし、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。ただし合否の判定のみが行われる科目では、合格の場合の評価を「認」とする。

2 成績の評価は、次のとおりとする。

評点	評価
100 - 90 点	秀
89 - 80 点	優
79 - 70 点	良
69 - 60 点	可
59 - 0 点	不可

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 33 条 他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、所定の単位を与えることができる。

2 前項の規定により、本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、60 単位を超えないものとする。

ただし、保育士養成にかかわる授業科目についての単位認定は、第 35 条に定める入学前の単位認定を含めて 30 単位を超えない範囲とする。

3 前 2 項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合においても準用することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 34 条 短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、所定の単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第 1 項により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

ただし、保育士養成にかかわる授業科目についての単位認定は、第 34 条に定める入学前の単位認定を含めて 30 単位を超えない範囲とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 35 条 入学前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）において履修した授業科目の単位を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、所定の単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、60 単位を超えないものとする。ただし、保育士養成にかかわる授業科目についての単位認定は、30 単位を超えない範囲とする。

(卒業)

第 36 条 学長は、本学に所定の期間在学し、卒業に必要な 124 単位以上を修得し、学部の定める卒業要件資格を得た者に、学部教授会の意見を聴き、卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき 124 単位のうち、第 27 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

3 学長は、前項の規定により卒業を認定された者に、卒業証書・学位記を授与する。

(学位の授与)

第 37 条 前条の卒業者には、次の区分に従い学位を授与する。

保育学部	保育学科	学士（保育学）
	国際教養こども学科	学士（保育学）
学芸学部	英語学科	学士（英語）

第 9 章 賞 罰

(表彰)

第 38 条 学長は、他の模範となる学生を表彰することがある。

(懲戒)

第 39 条 学長は、教育上必要と認める学生に懲戒を行うことができる。

2 懲戒の種類は訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 10 章 入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費等

(納付金)

第 40 条 入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費等の額は、別表第 4 のとおりとする。

2 授業料等納付金は、前期（納付期間 4 月）及び後期（納付期間 10 月）に分けて納付しなければならない。

3 授業料等の納付手続等については、別に定める。

4 既納の授業料等納付金は、原則として返還しない。

第 11 章 教職員組織

(教職員組織)

第 41 条 本学に学長、副学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員、技術職員並びにその必要な職員を置く。

2 教職員に関する規程は、別に定める。

第 12 章 大学評議会及び学部教授会

(大学評議会)

第 42 条 学長は大学の教育研究に関して決定を行うに当たり、学部間の意見を聴き調整するため

に大学評議会を置く。

2 大学評議会は、学長、副学長、研究科長、学部長、学生部長、教務部長、図書館長、各学部の教授2名の大学評議員をもって組織する。

3 大学評議会は、学長が招集し、議長となる。

(大学評議会の審議事項)

第43条 評議会は、次の各号に掲げる事項について、学長の求めに応じ意見を述べるができる。

- (1) 学則及び重要な学内規程の制定改廃に関する事項
- (2) 予算概算の方針に関する事項
- (3) 学部・学科の設置及び廃止に関する事項
- (4) 教員人事の方針に関する事項
- (5) 学生の学生生活ならびに賞罰に関する事項
- (6) 学生の定員に関する事項
- (7) 学部及び学内諸機関の連絡調整に関する事項
- (8) 自己点検・評価の方針に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

2 本条に定めるもののほか、大学評議会に関し必要な事項は別に定める。

(学部教授会)

第44条 本学は、保育学部、学芸学部、それぞれ学部教授会を置く。

2 学部教授会は、当該学部の専任の教授、准教授及び助教をもって組織する。

3 学部教授会は学部長が招集し、議長となる。

(学部教授会の審議事項)

第45条 学部教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定するにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が、教授会の意見を聴くことが必要と認めるもの

2 教授会は前項に定めるもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する次の事項を審議し、学長及び学部長の求めに応じ意見を述べるができる。

- (1) 教育課程及び授業に関する事項
- (2) 学生の成績評価に関する事項
- (3) 学生の退学、転学、留学、休学等に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 学生の学生生活に関する事項
- (6) 教員の選考及び資格審査に関する事項
- (7) 学部運営に関連する諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (8) 自己点検・評価の方針に関する事項
- (9) その他学部の運営に関し、教授会が必要と認める事項

第13章 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第46条 本学で特定課題について指導を受けようとする者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて当該学部の教授会の意見を聴き、学長は研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第47条 本学の特定授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて教授会の意見を聴き、学長は科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第48条 外国人で大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第14章 公開講座

(公開講座)

第49条 社会人の教養を高め文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第15章 附属施設等

(附属施設等)

第50条 本学に教育研究の施設等を置くことができる。

2 教育研究の施設等に関することは、別に定める。

第16章 雑則

(委任)

第51条 この学則を施行するために必要な事項は、別に定める。

附則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。